2017年11月10日
全国港湾17発第40号
港運同盟発17-第106号

一般社団法人　日本港運協会
会　長　久保昌三殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長　糸谷欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟
会　長　新屋義信

１７年度年末年始特別例外荷役の取り扱いに関する申し入れ

標記について、下記の通り申し入れます。

記

1．１７年6月20日に開催した労使政策委員会において、全国港湾及び港運同盟が共同で、「日港協が、独禁法問題を理由に、産別制度賃金に回答できないとする姿勢を続ける限り、１７年度年末年始特別例外荷役には協力できない」と申し入れたことについて、今日の国際港湾物流の諸事情に鑑み、これを撤回する。

2．全国港湾及び港運同盟は、産別交渉体制を堅持すべく、「独禁法問題」が港運労使協議体制の障害にならないことを確認するため、本件について、当方で慎重な調査・検証を進めたうえで、公正取引委員会に相談していく。

3．したがって、１７年度年末年始特別例外荷役の実施にあたって、昨年度と同様の労働条件を前提とする労使政策委員会議事録の締結が必要であり、それらを確認するための労使政策委員会の開催を申し入れる。

以　上